

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 印章管理規則

〔 レジリエンス研究教育推進コンソーシアム運営委員会 〕
平成 30 年 11 月 27 日制定
平成 30 年 12 月 14 日改正

（目的）

第 1 条 この規則は、レジリエンス研究教育推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）における印章の種類、新調、保管、使用等の基準について定め、これを統一的に管理することを目的とする。

（印章の定義）

第 2 条 この規則において印章とは、コンソーシアムが発行し、又は受理する文書、証憑等で、権利義務の行使若しくは履行又は官公署への申請、届出等に際し、コンソーシアム名又は職名で証明のために押す印章及び電子印鑑をいう。

（印章の種類及び印影）

第 3 条 印章の種類及び印影は別表のとおりとする。

2 会長は、前項に定める印章のほか、英文の文書、証憑等で使用するため、会長の氏名の英文サイン印章を作ることができる。

（印章の新調、改刻及び廃止）

第 4 条 印章の新調、改刻及び廃止は、会長の承認を得て事務局が行う。

（印章の管理）

第 5 条 印章の保管・押印に関する責任は、事務局が負うものとする。

2 印章は、盗難及び不正使用のないようすべて印章箱に納めて保管し、勤務時間外にあっては金庫その他確実な保管設備のあるものに保管し、かつ施錠しておかなければならない。

（印章の使用）

第 6 条 印章は、事務局でなければ使用することができない。

- 2 印章を押印する場合は、押印する文書と原議を対査しなければならない。
- 3 事務局は、前項の規定により印章を押印したときは、印章使用簿にその内容を記載しなければならない。

(印章の事故報告)

第7条 事務局は、保管する印章が盗難、紛失その他の事故にあったときは、直ちにその経緯について会長に報告するとともに、その指示を受けて所要の措置を講じなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、印章に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月14日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	印影	表示文言及び寸法
コンソーシアム会長印		レジリエンス研究教育推進 コンソーシアム会長之印 一辺30mm程度の正方形